

# 障がいのある人の 困りごと相談窓口のご案内

障がい福祉課障がい福祉係 ☎(63)2176

障がいのある人やそのご家族などの困りごと・相談をワンストップで受ける、鹿沼市障がい児者基幹相談支援センターが令和4年度からスタートしています。担当の相談支援専門員がいない人は、基幹相談支援センターをご利用ください。当センターで行っている主な業務は次のとおりです。

## 総合的・専門的な相談支援

専門知識を持った国家資格保有者や経験豊富な職員が相談業務を行います。

**対象** 市内在住の人  
**相談方法** 電話、訪問、来所、メールなどご希望に合わせて行うことができます。

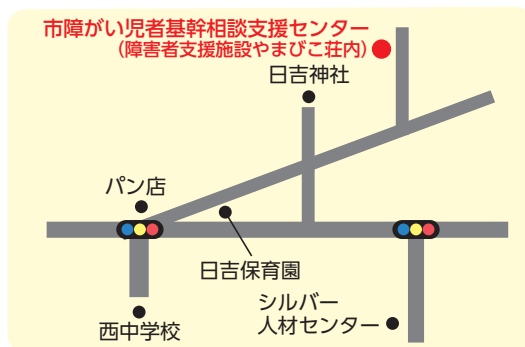
## 緊急時支援事業のコーディネート業務

介護者が緊急で家を空けなければならなくなり、障害のある人が自宅で生活できない状況になったときに市内の短期入所施設への受け入れを調整します。

**対象** 市内在住の人で、家族と同居している18歳以上の障がいをお持ちの人。

## 施設情報

**開所日時** 月～金曜日 午前9時～午後5時  
(祝祭日と12月29日～1月3日を除く)  
**連絡先** ☎(60)2588・FAX(77)5528  
メール kanumakikan-soudan@iaa.itkeeper.ne.jp  
**場所** 日吉町1011 鹿沼市やまびこ荘内  
(右の地図参照)



## いざというときのために・・・ 知っていますか？成年後見制度

鹿沼市成年後見センター (高齢福祉課内) ☎(63)2175

「成年後見制度」は、認知症や障がいなどにより、物事の判断能力が十分でない人が、さまざまな契約や財産管理などをするとときに不利益を生じることがないように、本人を守り、支援する人(成年後見人等)を家庭裁判所が選任する制度です。

市では成年後見制度に関する支援を行っています。

## 鹿沼市成年後見センター

成年後見制度の総合的な窓口となる「鹿沼市成年後見センター」では、制度の利用に関する相談を受け付けています。

例えば…

○家族が認知症でお金の管理ができなくなりました。成年後見制度を利用できますか？

○成年後見人等は誰がなれるの？何が出来るの？ 等



## 令和5年度 成年後見制度相談会

司法書士による相談会(予約制)を下記のとおり実施しています。

今後の開催予定	とき	
8月17日(木)	午前10時～正午 (相談は1人1時間まで)	
9月21日(木)		
10月20日(金)		
11月16日(木)		
12月22日(金)		
令和6年1月26日(金)	市民情報センター 3階 学習室3	
2月15日(木)		
3月21日(木)		
	相談料	無料